

平成21年1月30日

外務省においても本件につき同時発表

連絡先：国土交通省（代表）：03-5253-8111
（直通）：03-5253-8932
海事局外航課 西田（内線 43361）
北林（内線 43363）
山崎（内線 43366）

国際海事機関（IMO）主催のソマリア周辺海域海賊対策地域会合（ジブチ会合）について （結果）

（ポイント）

- ・ 1月26～29日、ジブチにおいて、IMO主催によるソマリア周辺海域海賊対策地域会合がソマリア海域周辺16カ国及びソマリア暫定連邦「政府」の参加により開催され、「西インド洋及びアデン湾地域における海賊及び武装強盗の抑止に関する行動指針」及び関係決議が採択された（今次会合においては、参加した周辺諸国の約半数が署名。）。域外国である日本は、米、英等とともにオブザーバーとして出席した。
- ・ 行動指針等は、署名国による海賊防止のための協力、海賊情報共有のためのセンター（イエメン、ケニア、タンザニア）及び訓練センター（ジブチ）を設置すること等を規定している。
- ・ 我が国は、海賊対策を巡る国内における動きについて説明した。また、同時開催されたIMO主催のワークショップに資金協力を行うとともに、同ワークショップにおいて、日本主導で設立された東南アジアの地域協力の枠組み（ReCAAP）や海上保安取締能力向上に関する支援実績等についてプレゼンテーションを行った。

1. 会議概要

（1）主催： 国際海事機関（IMO）

（2）日程・場所： 1月26～29日・ジブチ（ジブチ共和国）

（3）参加国・機関：

- ソマリア海域周辺諸国：（◎印は、今次会合で行動指針に署名をした周辺諸国）

コモロ、◎ジブチ、エジプト、◎エチオピア、仏、ヨルダン、◎ケニア、◎マダガスカル、◎モルジブ、オマーン、サウジアラビア、◎セーシェル、南アフリカ、スーダン、◎タンザニア、◎イエメン（以上16カ国）及び◎ソマリア暫定連邦「政府」

- オブザーバー国・機関：日、米、英、伊、印、インドネシア、ナイジェリア、アフリカ連合、アラブ連盟、EC、アジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP）、国連ソマリア政治事務所、国連薬物犯罪事務所、国際刑事警察機構（ICPO）、国際独立タンカー船主協会（INTERTANKO）等

(4) 我が国からの参加者：

国土交通省海事局外航課 篠部課長及び志賀課長補佐
外務省総合外交政策局海上安全保障政策室 原田室長
在エチオピア大使館竹中書記官

2. 会合の成果

周辺諸国は、海賊等の抑止・予防のための情報共有を含む地域協力の枠組みとして「西インド洋及びアデン湾地域における海賊及び武装強盗の抑止に関する行動指針」(注)に合意した。また、同会合の開催にあたり資金協力を行った日本、韓国、ノルウェーに対し感謝する旨の決議が採択された。

(注) 原案においては、法的拘束力のない内容の「覚書 (MoU)」であったが、法的拘束力が無いことを明確化するため、名称が「行動指針 (Code of conduct)」に変更された。

3. 会合への我が国の貢献

(1) ワークショップ

我が国は、同地域会合を支援するため、地域会合と同時に開催されたワークショップに資金協力をを行うとともに、同ワークショップにてプレゼンテーションを行い、我が国主導で設立された東南アジアの地域協力の枠組み (ReCAAP) や海上保安取締能力向上に関する各国への支援実績について説明を行った。

また、(イ) 海賊行為を決して許さないとの意識の共有化、(ロ) IMOの実績を適切に反映させた国際的協調スキームの構築、(ハ) 沿岸国の海上保安取締能力向上の必要性、の3点の提言を行った。

(2) 我が国のソマリア海賊対策の紹介

同地域会合の際に、28日午前 (日本時間28日午後)、海賊対策を巡る国内の動きを紹介し、28日、防衛大臣がソマリア沖アデン湾における海賊対処のための準備指示・命令を発出したこと等を説明した。

これに対し、周辺国、米、英他より、歓迎する旨の反応があった。

4. 行動指針及び関連決議の主なポイント

- (1) 署名国は、海賊防止のために国内法令と国際法に則り最大限協力する。
- (2) 海賊行為を行った者を逮捕し、処罰するために最大限協力する。
- (3) 疑わしい船舶を拿捕するために協力する。但し、他国の領海に入る場合は、他国の承認が必要となる。
- (4) 各国は、海賊情報を集約するフォーカルポイントを指定する。

- (5) 海賊情報共有センターをイエメン(新設)、ケニア(既存の救助調整センターを活用)、タンザニア(既存の地域調整センターを活用)の3カ所に設置する。海賊情報共有センターは、各国毎のフォーカルポイントとの海賊情報共有のための中心的機能を果たす。
- (6) 海賊行為を罰することを確保するために、各国は自国の国内法令をレビューする。
- (7) 行動指針の発効日(本年1月29日)から2年以内に、拘束力ある協定の作成を目指して協議を実施する。
- (8) なお、決議で、ジブチに、訓練センターを置くために、IMO事務局長が適切な措置を取ることが勧告された。

5. 評価

- (1) 今回の会合によりソマリア海域周辺国が海賊情報共有センターの設置など具体的な連携協力に関する枠組みに合意したことは歓迎すべきである。
- (2) 我が国が、今次地域会合開催のための資金協力を行うとともに、我が国主導で設立されたReCAAPの枠組みや周辺国の海上保安取締能力向上に関する支援などを説明する機会を得て、その知見を活かすことが出来たことは有意義であった。
- (3) 採択された行動指針で規定された情報共有センターや訓練センターへの支援を含め、今後、日本がソマリア周辺国に対し、具体的にいかなる貢献をできるか検討していく必要がある。